

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則（昭和三十七年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二部」を「五部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則第五条第二項の規定は、平成二十九年四月一日前に館外貸出利用を開始し、返納していない点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（貸出期間が満了していないものに限る。）がある者が同日以後に館外貸出利用をしようとする場合についても適用する。